

第3章 技能実習法の目的・定義等

- 技能実習の適正な実施と技能実習生の保護を図り、人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進するという技能実習制度の目的が規定されています(法第1条)。
- 技能実習法における用語の定義が規定されています(法第2条)。
- 技能実習は、労働力不足を補うための手段として行われてはならない旨の基本理念が定められています(法第3条)。
- 国は、技能実習の適正な実施と技能実習生の保護を図るために必要な施策を総合的・効果的に推進すること、地方公共団体は地域の実情に応じて必要な施策を推進することとされています(法第4条)。
- 実習実施者は、技能実習を行わせる者としての責任を自覚し、技能実習を行わせる環境の整備に努め、国や地方公共団体が講ずる施策に協力すること、監理団体は、技能実習の適正な実施と技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであると自覚し、実習監理の責任を適切に果たし、国や地方公共団体が講ずる施策に協力することとされています(法第5条)。
- 技能実習生は、技能実習に専念して技能等の修得等をし、本国への技能等の移転に努めなければなりません(法第6条)。
- 技能実習制度の適切な運営のための基本方針を定めることが規定されています(法第7条)。

第1節 技能実習法の目的(技能実習法第1条)

【関係規定】

法第1条 この法律は、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設けること等により、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。次条及び第四十八条第一項において「入管法」という。)その他の出入国に関する法令及び労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)その他の労働に関する法令と相まって、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識(以下「技能等」という。)の移転による国際協力を推進することを目的とする。

- 第1条では、技能実習法の目的として、
 - ・ 「技能実習の適正な実施」
 - ・ 「技能実習生の保護」を図ることにより、「人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力」を推進することと規定しています。
- 併せて、
 - ・ 技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにすること
 - ・ 技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設けること
 - ・ 他法令(入管法令、労働関係法令)と相まって法目的が達成されるべきことについても規定しています。

第2節 定義(技能実習法第2条)

【関係規定】

(定義)

法第2条 この法律において「技能実習」とは、企業単独型技能実習及び団体監理型技能実習をいい、「技能実習生」とは、企業単独型技能実習生及び団体監理型技能実習生をいう。

2 この法律において「企業単独型技能実習」とは、次に掲げるものをいう。

一 第一号企業単独型技能実習(本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員である外国人(入管法第二条第二号に規定する外国人をいう。以下同じ。))又は本邦の公私の機関と主務省令で定める密接な関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員である外国人が、技能等を修得するため、在留資格(入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに係るものに限る。))をもって、これらの本邦の公私の機関により受け入れられて必要な講習を受けること及び当該機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等に係る業務に従事することをいう。以下同じ。)

二 第二号企業単独型技能実習(第一号企業単独型技能実習を修了した者が、技能等に習熟するため、在留資格(入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イに係るものに限る。))をもって、本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することをいう。以下同じ。)

三 第三号企業単独型技能実習(第二号企業単独型技能実習を修了した者が、技能等に熟達するため、在留資格(入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号イに係るものに限る。))をもって、本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することをいう。以下同じ。)

3 この法律において「企業単独型技能実習生」とは、次に掲げるものをいう。

一 第一号企業単独型技能実習生(第一号企業単独型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。)

二 第二号企業単独型技能実習生(第二号企業単独型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。)

三 第三号企業単独型技能実習生(第三号企業単独型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。)

4 この法律において「団体監理型技能実習」とは、次に掲げるものをいう。

一 第一号団体監理型技能実習(外国人が、技能等を修得するため、在留資格(入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに係るものに限る。))をもって、本邦の営利を目的としない法人により受け入れられて必要な講習を受けること及び当該法人による実習監理を受ける本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等に係る業務に従事することをいう。以下同じ。)

二 第二号団体監理型技能実習(第一号団体監理型技能実習を修了した者が、技能等に習

熟するため、在留資格(入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号口に係るものに限る。)をもって、本邦の営利を目的としない法人による実習監理を受ける本邦の公私機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することをいう。以下同じ。)

三 第三号団体監理型技能実習(第二号団体監理型技能実習を修了した者が、技能等に熟達するため、在留資格(入管法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号口に係るものに限る。)をもって、本邦の営利を目的としない法人による実習監理を受ける本邦の公私機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所において当該技能等を要する業務に従事することをいう。以下同じ。)

5 この法律において「団体監理型技能実習生」とは、次に掲げるものをいう。

一 第一号団体監理型技能実習生(第一号団体監理型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。)

二 第二号団体監理型技能実習生(第二号団体監理型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。)

三 第三号団体監理型技能実習生(第三号団体監理型技能実習を行う外国人をいう。以下同じ。)

6 この法律において「実習実施者」とは、企業単独型実習実施者及び団体監理型実習実施者をいう。

7 この法律において「企業単独型実習実施者」とは、実習認定(第八条第一項の認定(第十一条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)をいう。以下同じ。)を受けた第八条第一項に規定する技能実習計画に基づき、企業単独型技能実習を行わせる者をいう。

8 この法律において「団体監理型実習実施者」とは、実習認定を受けた第八条第一項に規定する技能実習計画に基づき、団体監理型技能実習を行わせる者をいう。

9 この法律において「実習監理」とは、団体監理型実習実施者等(団体監理型実習実施者又は団体監理型技能実習を行わせようとする者をいう。以下同じ。)と団体監理型技能実習生等(団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。)との間における雇用関係の成立のあっせん及び団体監理型実習実施者に対する団体監理型技能実習の実施に関する監理を行うことをいう。

10 この法律において「監理団体」とは、監理許可(第二十三条第一項の許可(第三十二条第一項の規定による変更の許可があったとき、又は第三十七条第二項の規定による第二十三条第一項第二号に規定する特定監理事業に係る許可への変更があったときは、これらの変更後のもの)をいう。以下同じ。)を受けて実習監理を行う事業(以下「監理事業」という。)を行う本邦の営利を目的としない法人をいう。

(定義)

規則第1条 この省令において使用する用語は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習

生の保護に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

- 一 「第一号技能実習」とは、第一号企業単独型技能実習及び第一号団体監理型技能実習をいう。
- 二 「第二号技能実習」とは、第二号企業単独型技能実習及び第二号団体監理型技能実習をいう。
- 三 「第三号技能実習」とは、第三号企業単独型技能実習及び第三号団体監理型技能実習をいう。
- 四 「第一号技能実習生」とは、第一号企業単独型技能実習生及び第一号団体監理型技能実習生をいう。
- 五 「第二号技能実習生」とは、第二号企業単独型技能実習生及び第二号団体監理型技能実習生をいう。
- 六 「第三号技能実習生」とは、第三号企業単独型技能実習生及び第三号団体監理型技能実習生をいう。
- 七 「入国後講習」とは、法第二条第二項第一号及び同条第四項第一号に規定する講習をいう。
- 八 「取次送出機関」とは、外国の送出機関(法第二十三条第二項第六号に規定する外国の送出機関をいう。以下同じ。)であって団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込み(以下「団体監理型技能実習の申込み」という。)を本邦の監理団体に取り次ぐものをいう。
- 九 「外国の準備機関」とは、技能実習生になろうとする者の外国における準備に關与する外国の機関(取次送出機関を除く。)をいう。
- 十 「外部監査」とは、法第二十五条第一項第五号ロ(法第三十二条第二項において準用する場合を含む。)に規定する役員の監理事業に係る職務の執行の監査をいう。
- 十一 「技能実習事業年度」とは、技能実習に関する事業年度をいい、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わるものとする。

(密接な関係を有する外国の公私の機関)

規則第2条 法第二条第二項第一号の主務省令で定める密接な関係を有する外国の公私の機関は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 本邦の公私の機関(法第二条第二項第一号に規定する本邦の公私の機関をいう。次号において同じ。)と引き続き一年以上の国際取引の実績又は過去一年間に十億円以上の国際取引の実績を有する機関
- 二 前号に掲げるもののほか、本邦の公私の機関と国際的な業務上の提携を行っていることその他の密接な関係を有する機関として出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認めるもの

- 技能実習法及びその関係法令において用いられる用語の定義を行うものです。
- 技能実習法施行前の旧制度との大きな違いとしては、第2号技能実習の活動を修了し、技能等に相当程度習熟した者が、当該技能等に熟達し、本国に帰国後に当該技能等をより効果的に活用することが可能となるレベルを目指すものとして第3号技能実習が創設されています。
- 「実習実施者」とは、旧制度における「実習実施機関」と同義です。なお、法第2条第2項及び第4項においては、技能実習生は、当該技能実習生が雇用契約を締結している機関の事業所で業務に従事することを求めています。派遣労働者は、派遣元事業主と雇用契約を締結するものの、派遣元事業主の事業所で業務に従事することではなく、派遣先において業務に従事することとなるため、「技能実習生」の定義には該当しません。
- 技能実習の形態としては、大きく企業単独型技能実習と団体監理型技能実習に分けられます。企業単独型技能実習とは、実習実施者の外国にある事業所など一定の事業上の関係を有する機関から技能実習生を受け入れて技能実習を行わせる形態です。また、団体監理型技能実習とは、営利を目的としない監理団体が実習実施者に対して指導・監督をしながら、技能実習を行わせる形態です。
- 企業単独型技能実習の場合における「本邦の公私の機関の外国にある事業所」として認められるのは、原則として、
 - ・ 本店・支店の関係にある事業所
 - ・ 親会社・子会社の関係にある事業所
 - ・ 子会社同士の関係にある事業所
 - ・ 関連会社の事業所
 が代表的なものになります。申請者と外国にある事業所との間の個別具体的な関係に基づき決せられることとなりますので、個別具体的に判断に悩む場合には事前に機構の地方事務所・支所の認定課に御相談ください。
- 企業単独型技能実習の場合における「本邦の公私の機関と主務省令で定める密接な関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所」とは、
 - ・ 本邦の公私の機関と引き続き1年以上の国際取引の実績又は過去1年間に10億円以上の国際取引の実績を有するもの(規則第2条第1号)
 - ・ 本邦の公私の機関と国際的な業務上の提携を行っていることその他の密接な関係を有する機関であるとして出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が認めるもの

(規則第2条第2号。同条第1号と同等と評価できるものを同長官及び同大臣が認定)をいいます。

○ 本邦の公私の機関と国際的な業務上の提携を行っていることその他の密接な関係を有する機関の代表的な例としては、以下のような事例が考えられます。

- ・ A国のY社と蒸気タービンの定期検査及び保守に係る技術提携契約を締結している日本のX社が、Y社から技能実習生を受け入れて蒸気タービンの据付けの技能等を修得させようとする事例。X社は今後数年間にわたってA国の発電所への蒸気タービン部品の納入を予定しており、Y社はそれに伴って蒸気タービンの部品の取付け工事を行うもの。Y社は発電設備の据付け等の技術力に乏しく、X社に職員を派遣して技能実習を行わせることにより、据付け工事を成功させることができればA国内での今後の据付け工事の受注において有利な実績となり、他方、X社はY社の職員に対して技能実習を行うことにより、不足する技術アドバイザーを確保できることから、事業上のメリットがあるもの。
- ・ 日本のX社が、A国のY社から技能実習生を受け入れて経営ノウハウを修得させようとする事例。Y社はX社のB国現地法人であるZ社(会計上X社と連結決算方式))と商標権提供契約を締結しており、Y社は売上げに応じて商標権の使用料をZ社に支払うこととされている。X社はY社から技能実習生を受け入れて経営ノウハウを修得させることによって、Y社の売上げが増加するとX社の増収となることから、事業上のメリットがあるもの。

○ 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が密接な関係を有する機関として認めるもの(規則第2条第2号)の適用を受けようとする場合には、必要書類を提出していただき、密接な関係を有することを立証していただく必要があります。個別具体的に判断に悩む場合には事前に機構の地方事務所・支所の認定課に御相談ください。

なお、当該密接な関係を有する機関として認められる有効期間は、技能実習計画が認定された日から3年間とし、当該期間が経過した場合には、再度その該当性について、必要書類を提出していただくこととなります。

【確認対象の書類】

- ・ 技能実習計画認定申請書(省令様式第1号)
- ・ 技能実習生の履歴書(参考様式第1-3号)
- ・ 外国の所属機関の概要書及び当該機関による証明書(企業単独型技能実習)(参考様式第1-11号)
 - ＊ 企業単独型技能実習の場合
- ・ 規則第2条第1号の基準への適合性を立証する資料
 - ＊ 規則第2条第1号の適用を受けようとする場合

- ・ 理由書(参考様式第1-26号)及び規則第2条第2 号の基準への適合性を立証する資料
 - * 規則第2条第2号の適用を受けようとする場合

【留意事項】

○ 「親会社」について

「親会社」とは、会社法(平成17年法律第86号)の規定に従い、「株式会社を子会社とする会社その他当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう」(同法第2条第4号)を指します。また、ここでいう「法務省令で定めるもの」とは、「会社等が同号(＝同法第2条第4号)に規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等とする。」(同法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条第2項)を指します。なお、ここでいう「会社等」及び「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」については、次の子会社の欄を御参照ください。

○ 「子会社」について

「子会社」とは、会社法の規定に従い、「会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの」(同法第2条第3号)を指します。また、ここでいう「法務省令で定めるもの」とは、「同号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする」(同法施行規則第3条第1項)を指します。なお、ここでいう「会社等」とは「会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。))その他これらに準ずる事業体」(同法施行規則第2条第3項第2号)を指し、「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次の①から③の場合を指します(同規則第3条第3項)。

- ① その会社等の50%を超える議決権を保有している場合(子会社・子法人等が保有する議決権を含む。)。ただし、民事再生、会社更生又は破産の開始決定を受けた会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。
- ② その会社等の40%以上50%以下の議決権を保有し、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 次に掲げる者の保有する議決権の合計が50%を超えている場合
 - a 自己(子会社・子法人等を含む。以下同様。)
 - b 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者
 - c 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者
 - B その会社の取締役会その他これに準ずる機関において、自己の役員、自己の業務を執行する社員、自己の使用人及びこれらであった者が占める割合が50%を超えていること。
 - C その会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
 - D その会社等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の額に対する自己が行う融資(債務の保証及び担保の提供を含む。)の額(自己と出資、

人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。)の割合が50%を超えていること。

E その他その会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

③ 前記②Aのaからcまでに掲げる者の保有する議決権の合計が50%を超え(前記①又は②に該当する場合を除く。)、かつ、前記②のBからEまでのいずれかに該当する場合

なお、子会社の子会社のことを「孫会社」などと呼ぶこともありますが、保有議決権の計算においては、上記のとおり、子会社が保有する議決権も自己の保有する議決権に含まれることから、会社法上は、「孫会社」という概念はないものの、子会社の子会社も「子会社」に当たります。

○ 「関連会社」について

「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)の規定に従い、「会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等」(同規則第8条第5項)を指します。また、ここでいう「子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合」とは、次の①から④の場合を指します。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りではありません(同条第6項)。

① 子会社以外の他の会社等(民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であって、かつ、当該会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められる会社等を除く。以下この項(＝同条第6項)において同じ。)の議決権の20%以上を自己の計算において所有している場合

② 子会社以外の他の会社等の議決権の15%以上、20%未満を自己の計算において所有している場合であって、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

A 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

B 子会社以外の他の会社等に対して重要な融資を行っていること。

C 子会社以外の他の会社等に対して重要な技術を提供していること。

D 子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。

E その他子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

③ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に子会社以外の他の会社等の議決権の20%以上を占めているときであって、かつ、前記②のAからEまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

④ 複数の独立した企業（会社及び会社に準ずる事業体をいう。）により、契約等に基づいて共同で支配される企業に該当する場合

第3節 基本理念（技能実習法第3条）

【関係規定】

（基本理念）

法第3条 技能実習は、技能等の適正な修得、習熟又は熟達（以下「修得等」という。）のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行われなければならない。

2 技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない。

- 第3条では、技能実習の基本理念を定めており、第1項で、技能等の適正な修得等のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行われなければならない旨を規定しています。
- また、技能実習制度は、国際貢献・国際協力の視点から創設されたものであり、我が国の労働力の不足を補うための制度ではないということについて、その旨を第2項で明記しています。
- したがって、技能実習制度に関して、例えば、監理団体がそのHPやパンフレット等で「人手不足の解消のために技能実習制度を活用する」などと勧誘・紹介するのは、本条の趣旨に沿わず、制度の目的を正しく理解しているとはいえません。なお、このような行為を行うことは、監理団体の業務運営基準（規則第52条第4号）に違反することとなります。

第4節 国及び地方公共団体の責務(技能実習法第4条)

【関係規定】

(国及び地方公共団体の責務)

法第4条 国は、この法律の目的を達成するため、前条の基本理念に従って、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の国の施策と相まって、地域の実情に応じ、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な施策を推進するように努めなければならない。

- 第4条では、国及び地方公共団体の責務を定めています。技能実習法において、地方公共団体について特段の権限等は定められていませんが、技能実習生は地域住民として地方公共団体の中で生活すること、監理団体の他法令(中小企業等協同組合法等)上の許認可権者であること等を踏まえ、連携して施策を推進する必要があるため、総括的な責務規定が設けられているものです。

第5節 実習実施者、監理団体等の責務(技能実習法第5条)

【関係規定】

(実習実施者、監理団体等の責務)

法第5条 実習実施者は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について技能実習を行わせる者としての責任を自覚し、第三条の基本理念にのっとり、技能実習を行わせる環境の整備に努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力しなければならない。

2 監理団体は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について重要な役割を果たすものであることを自覚し、実習監理の責任を適切に果たすとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力しなければならない。

3 実習実施者又は監理団体を構成員とする団体は、実習実施者又は監理団体に対し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な指導及び助言をするように努めなければならない。

- 実習実施者は、技能実習を行わせる者としての責任を自覚し、環境整備に努めて国・地方公共団体の施策に協力しなければなりません。また、監理団体は、実習監理を行う者としてその責任を適切に果たし、国・地方公共団体の施策に協力しなければなりません。
- さらに、実習実施者や監理団体の上部機関(実習実施者や監理団体が加入している上部団体で、例えば、都道府県中小企業団体中央会や、都道府県農業会議等を

指します。)も実習実施者や監理団体に対して必要な指導及び助言をするよう努めなければなりません。

第6節 技能実習生の責務(技能実習法第6条)

【関係規定】

(技能実習生の責務)

法第6条 技能実習生は、技能実習に専念することにより、技能等の修得等をし、本国への技能等の移転に努めなければならない。

- 実習実施者や監理団体の責務を法律上明らかにしたことに加え、技能実習生についても、技能実習に専念し、技能等の移転に努めなければならない旨の責務が定められています。この責務からも明らかなように、技能実習生は、入管法上の資格外活動許可を得て、他所で就労活動を行うことは認められません。

第7節 基本方針(技能実習法第7条)

【関係規定】

(基本方針)

法第7条 主務大臣は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本的事項
 - 二 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための施策に関する事項
 - 三 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に際し配慮すべき事項
 - 四 技能等の移転を図るべき分野その他技能等の移転の推進に関する事項
- 3 主務大臣は、必要がある場合には、基本方針において、特定の職種に係る技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための施策を定めるものとする。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 基本方針は、技能実習制度の運用に当たっての基本的な考え方や取扱い等を示すものであり、法令事項に限らず、制度関連施策について、幅広く、主務大臣が告示の形式で定めています。

※ 基本方針の具体的な内容については、別紙①－1を御参照ください。